

項目	内容
被除名者の氏名	渡辺 徹
コスモス会員番号	2402144
所属支部	富山県支部
事務所名称	渡辺徹行政書士事務所
事務所所在地	富山県下新川郡朝日町泊 335 番地
処分年月日	令和 7 年 10 月 31 日
処分をした理由	<p>当該会員には、以下の通り当法人の定款及び規則に抵触する行為が複数認められた。</p> <p>①当該会員は、後見業務を受任しているにもかかわらず、うち 2 件に関する定期業務報告は 2021 年 4 月分を最後に未提出となっており、提出の督促にも応じていない。また、初回報告についても不足資料があることを指摘されているが、同様に未対応となっている。</p> <p>②当該会員は、受任する案件において、被後見人に係る補助金申請を怠り、昨年分について 2 件が申請期限を過ぎたために補助金の受給が不可能となった。これにより被後見人に対して経済的損失を生じさせることとなり、関係各所の信頼を著しく損なう結果となった。加えて、被後見人の施設等利用料の支払いを滞納させており、施設等からの苦情を受けた支部長及び単位会の指導により最終的に解決には至ったものの、このような対応の遅延は財産管理業務の根幹を懈怠しており、当法人の定款の目的に反する行為として看過できない状況であるとともに、当法人の信用を著しく失墜させるものである。</p> <p>以上のこととは、に違反する。</p>
上記処分の根拠となった規則	定款第 11 条第 1 号及び第 2 号、第 49 条第 1 項及び第 2 項、業務管理に関する規則第 2 条第 3 項及び第 5 項